

退職などで健康保険の資格を喪失される方の

# 保険証の回収と返却にご協力をお願いします

例年、退職による資格喪失や、ご家族(被扶養者)の就職による扶養の認定解除が多くなる時期は、無効となった保険証で医療機関を受診するケース(無資格受診)が増えます。資格がなくなった保険証は使用することができませんので、回収と返却にご協力をお願いします。

退職される方や扶養から外れる方にお伝えください!

## 1 在職時の保険証が使えるのは退職日まで

退職日の翌日からは、在職時の保険証は使えません。  
※ご家族が扶養から外れた場合は、外れた当日から保険証は使えません。

## 2 退職時には在職時の保険証を事業所へ返却

ご家族の保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証も併せてご返却ください。

※ご返却が確認できない場合は、後日、協会けんぽからご本人(被保険者)に「健康保険被保険者証の返納について」の通知を送付します。



資格喪失後に、資格のなくなった保険証で医療機関等を受診した場合、**協会けんぽ負担分の医療費(総医療費の7割~8割)を返納**していただくこととなります(後日、協会けんぽより請求)。  
なお、返還いただいた医療費は、受診日に加入している保険者(保険証の発行元)から給付を受けられる場合がありますので、資格喪失後に加入した保険者にご確認ください。

保険証回収後の事業所様のお手続き

### ●回収した保険証

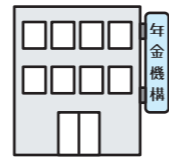


●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届  
(ご家族の方が扶養から外れる場合は、被扶養者(異動)届)



●電子申請によるお手続きの場合は「到達番号」のわかる書面

提出



日本年金機構  
金沢広域事務センター

お問い合わせは 業務グループ 076-431-6155まで

令和6年3月分  
(4月納付分)からの

# お知らせ 保険料率の

健康保険料率は変更となります

令和6年2月分  
(3月納付分)まで 9.57% → **9.62%**  
令和6年3月分  
(4月納付分)から

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。  
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分  
(3月納付分)まで 1.82% → **1.60%**  
令和6年3月分  
(4月納付分)から

お問い合わせは 企画総務グループ 076-431-6156まで

発行元



全国健康保険協会 富山支部  
協会けんぽ

〒930-8561  
富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

- 健康保険の給付・任意継続に関すること
- 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること
- レセプトや第三者行為に関すること
- 広報など上記以外のこと

- 業務グループ 076-431-6155(代表)
- 保健グループ 076-431-5273
- レセプトグループ 076-431-5272
- 企画総務グループ 076-431-6156

協会けんぽ 富山



メルマガ会員募集中!  
左の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます!

事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください

# 健康保険委員だより



支部別ランキング  
令和4年度結果 富山支部

全国 **第12位**

(令和3年度:第25位)

## インセンティブ制度

令和4年度実績の集計結果ができました!

5つの評価指標ごとの令和4年度取組結果



令和4年度の結果は令和6年度の保険料率に反映され、**上位15支部**に入ると結果に応じたインセンティブ(報奨金)の付与により、保険料率算定時に減算されます。

富山支部の令和6年度保険料率の場合

本来の見込み 9.63% → **9.62%**

インセンティブ付与により0.01%引下げ

これは皆様の取り組みの成果によるものです。ご協力ありがとうございました。従業員様が健康で働き続けるために、引き続き事業所様でのサポートをお願いします。



事業所様へお願い

「特定保健指導対象者の減少率」が全国平均を下回っています

従業員の皆様が保健指導の対象とならないよう、健康の保持増進を個人の努力だけに任せず、事業所全体として健康づくりに取り組む環境を整えましょう。健康企業宣言(中面参照)もご活用ください!

動画で制度の案内をご覧ください(約7分)



今すぐアクセス!

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/toyama/cat080/20200626/>



お問い合わせは 企画総務グループ 076-431-6156まで



令和6年度

# 健康診断のご案内をお送りします

## ご本人(被保険者)の健康診断

発送物 「生活習慣病予防健診対象者一覧」

送付先 事業所宛

発送時期 3月下旬

対象者 35歳～74歳の被保険者

### 生活習慣病予防健診がおすすめです！

- 1 協会けんぽの補助により、自己負担額 **5,282円(最高)**で受診いただけます！
- 2 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の代わりとなります
- 3 がん検診(肺・胃・大腸)を含んでいます

### 受診の流れ

STEP1 予約 希望する健診機関へ予約してください



健診機関一覧はこちら

STEP2 受診 当日は保険証等を持参し、健診機関からの案内に従い受診してください

## ご家族(被扶養者)の健康診断

発送物 「特定健診受診券」

送付先 被保険者ご自宅宛

発送時期 4月上旬

対象者 40歳～74歳の被扶養者

### 受診の流れ

STEP1 受診券

お送りした特定健診受診券と保険証の記号・番号が一致するかを確認  
※特定健診受診券がお手元にならない場合は問い合わせください。

STEP2 予約

希望する健診機関へ予約してください



健診機関一覧はこちら

STEP3 受診

当日は特定健診受診券・保険証等を持参し、健診機関からの案内に従い受診してください

市区町村のがん検診もあわせて受診することをお勧めします。



# 「とやま健康企業宣言」で健康経営®をはじめませんか？

健康経営は、少子高齢化に伴い労働力人口が減少する日本において重要な経営手段であり、特に少数の従業員で経営している中小企業ほど、一人ひとりの健康を大切にすることが肝要です。

ぜひこの機会に、健康経営の第一歩として「とやま健康企業宣言」をはじめませんか？

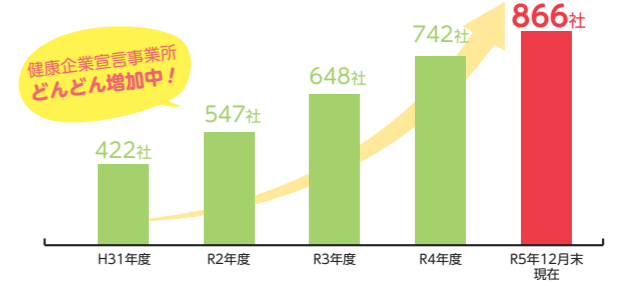
協会けんぽが全力でサポートさせていただきます！

## とやま健康企業宣言とは？

経営者が、企業全体で社員の健康づくりを戦略的に実行する健康経営®に取り組むことを宣言することです。協会けんぽ富山支部では、富山県及び健康保険組合連合会富山連合会とともに、オール富山で職場の健康づくりを推進するため、健康企業宣言富山推進協議会を発足し、県内企業における職場の健康づくりを支援しています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 「とやま健康企業宣言」事業所数



(※令和5年12月末現在 協会けんぽ富山支部事業所のみ)

## 健康経営で期待できる効果



労働生産性の向上



人材の確保



企業イメージ向上



事業リスク軽減

## とやま健康企業宣言の申込は簡単！

### 1 エントリー



応募の段階で健康経営に関する取り組みができていなくても大丈夫！

「とやま健康企業宣言Step1応募用紙」をご記入いただき、当支部にFAXまたは郵送にてご提出ください。応募用紙はホームページからダウンロードできます。

### 2 協会けんぽの支援



当支部より「Step1宣言証」の交付、貴社の健康課題の見える化等を行い、取り組みを支援します。

### 3 取り組みの実践



当支部より定期的に状況を確認させていただき、必要な支援を行います。

とやま健康企業宣言について、詳しくは協会けんぽ富山支部のホームページをご覧ください。



令和6年4月スタート！

## 付加健診の対象年齢が拡大されます！

令和6年4月から

40歳・45歳

50歳・55歳・60歳

65歳・70歳

令和6年3月まで

40歳・50歳のみ

### 付加健診とは？

- 生活習慣病予防健診と一緒に受診いただく健診です。(付加健診単独での受診はできません。)
- 腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査が含まれています。
- 協会けんぽの費用補助により、自己負担額2,689円(最高)で受診いただけます。
- 対象者は令和6年4月2日～令和7年4月1日に対象年齢に達する被保険者となります。

お問い合わせは 保健グループ 076-431-5273まで

お問い合わせは 保健グループ 076-431-5273まで